

## 門川町水道事業経営健全化計画の執行状況報告

### 1. あらまし

公的資金補償金免除繰上償還に係る門川町水道事業経営健全化計画は、高利率地方債の負担軽減による行財政改革を目的としたもので、平成20年11月28日付で総務大臣等により承認を受けました。

本来、地方債を繰上償還する場合は補償金を支払う必要がありますが、今回の繰上償還につきましては国の臨時特例措置として、一定の条件を満たし法律に基づき実施することを前提に、この補償金が免除されます。

そのためには水道事業経営健全化計画を提出する必要がありましたが、承認を受けた後の健全化計画及びその執行状況につきましては公表することとなっていますので、以下の通り報告いたします。

### 2. 計画の概要

本町水道事業の補償金免除額は 2,608,986円ですが、経営健全化計画ではその免除額を上回る効果を挙げる必要とされており、本町では水道料金未収金(当年度で2月までの発生分)を20～24年度の5か年に亘り減少させるよう目標を設定いたしました。

### 3. 24年度の執行状況

24年度の執行結果としては、23年度に比べ未収金が減少しました。

加えて、平成21年10月に水道料金改定を実施したことにより、本町水道事業の給水収益は平成21年度1,337万円増加、22年度は更に1,353万円増加となり、料金収入を2,690万円改善することができました。

以上のことから、補償金免除額を大きく上回る効果を挙げることができました。

※ 本町は、水道料金改定実施により、20年度に赤字であった水道事業会計を平成21年度は1,225万円の黒字に改善でき、22年度も1,872万円の黒字となりました。